

平成26年度地域医療介護総合確保基金の 交付状況について

平成26年度地域医療介護総合確保基金の交付状況について

○交付決定日

平成26年11月19日(内示日は10月17日)

○各都道府県が今年度実施する事業

① 病床の機能分化・連携に関する事業	174億円
② 居宅等における医療の提供に関する事業	206億円
③ 医療従事者の確保・養成に関する事業	524億円

○公民の割合

都道府県において、公的機関及び民間機関への交付額の全体に占める割合は、公的機関24.6%(147.9億円)、民間機関71.4%(430.4億円)、交付先未定4.0%(24.1億円)となっている。

【平成27年2月現在】

(参考)

第186回通常国会において成立した医療介護総合確保法では、厚生労働大臣は「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(以下「総合確保方針」という。)を定めなければならない。」と規定しており、これに基づき、平成26年9月12日に総合確保方針が告示され、基金を充てて実施する事業の範囲として、

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

が定められており、今年度はこのうち医療を対象とした事業(1, 2及び4)を実施。

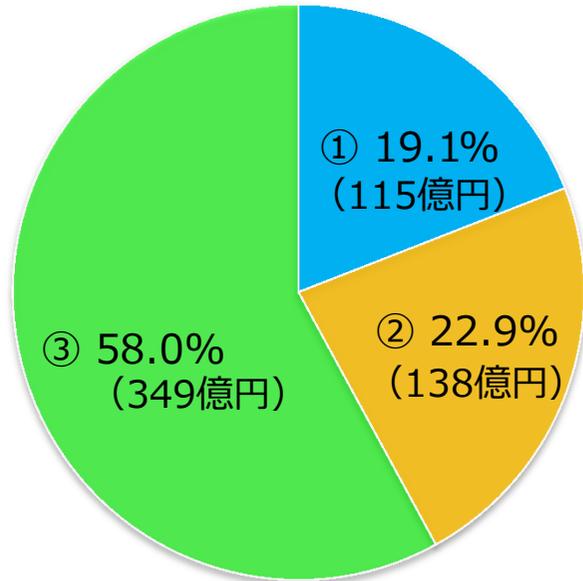
平成26年度地域医療介護総合確保基金の交付額

都道府県別

都道府県	交付額(国費)	基金規模	都道府県	交付額(国費)	基金規模
01北海道	24.9億円	(37.3億円)	25滋賀	9.5億円	(14.2億円)
02青森	5.8億円	(8.6億円)	26京都	16.5億円	(24.7億円)
03岩手	6.8億円	(10.2億円)	27大阪	33.0億円	(49.5億円)
04宮城	10.1億円	(15.1億円)	28兵庫	26.3億円	(39.4億円)
05秋田	7.1億円	(10.7億円)	29奈良	6.9億円	(10.4億円)
06山形	7.2億円	(10.8億円)	30和歌山	6.4億円	(9.5億円)
07福島	10.4億円	(15.6億円)	31鳥取	8.8億円	(13.2億円)
08茨城	13.8億円	(20.7億円)	32島根	12.1億円	(18.1億円)
09栃木	9.7億円	(14.5億円)	33岡山	6.2億円	(9.2億円)
10群馬	11.3億円	(17.0億円)	34広島	17.6億円	(26.4億円)
11埼玉	24.3億円	(36.5億円)	35山口	6.0億円	(9.1億円)
12千葉	23.1億円	(34.6億円)	36徳島	11.9億円	(17.8億円)
13東京	51.5億円	(77.3億円)	37香川	9.9億円	(14.9億円)
14神奈川	25.7億円	(38.5億円)	38愛媛	5.6億円	(8.4億円)
15新潟	12.1億円	(18.1億円)	39高知	5.3億円	(8.0億円)
16富山	6.3億円	(9.5億円)	40福岡	20.9億円	(31.3億円)
17石川	5.4億円	(8.1億円)	41佐賀	5.3億円	(8.0億円)
18福井	5.6億円	(8.4億円)	42長崎	5.8億円	(8.7億円)
19山梨	7.1億円	(10.6億円)	43熊本	12.5億円	(18.8億円)
20長野	10.2億円	(15.3億円)	44大分	6.1億円	(9.1億円)
21岐阜	13.9億円	(20.9億円)	45宮崎	5.9億円	(8.9億円)
22静岡	21.1億円	(31.7億円)	46鹿児島	6.6億円	(9.9億円)
23愛知	21.3億円	(32.0億円)	47沖縄	11.8億円	(17.7億円)
24三重	11.0億円	(16.5億円)	合計	602.4億円	903.7億円)

地域医療介護総合確保基金の事業区分別の交付額の割合

事業区分別

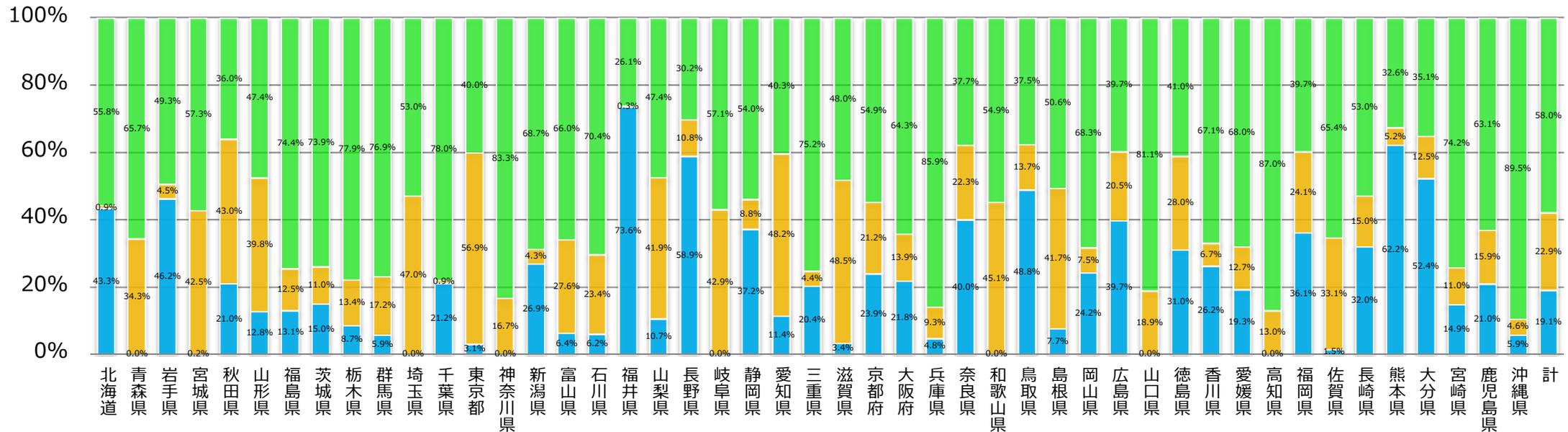


- ① 病床の機能分化・連携に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 医療従事者の確保・養成に関する事業

交付額602億円の内訳は以下のとおり。

- ① 病床の機能分化・連携に関する事業
→ 19.1% (115億円・152事業)
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
→ 22.9% (138億円・537事業)
- ③ 医療従事者の確保・養成に関する事業
→ 58.0% (349億円・1,164事業)

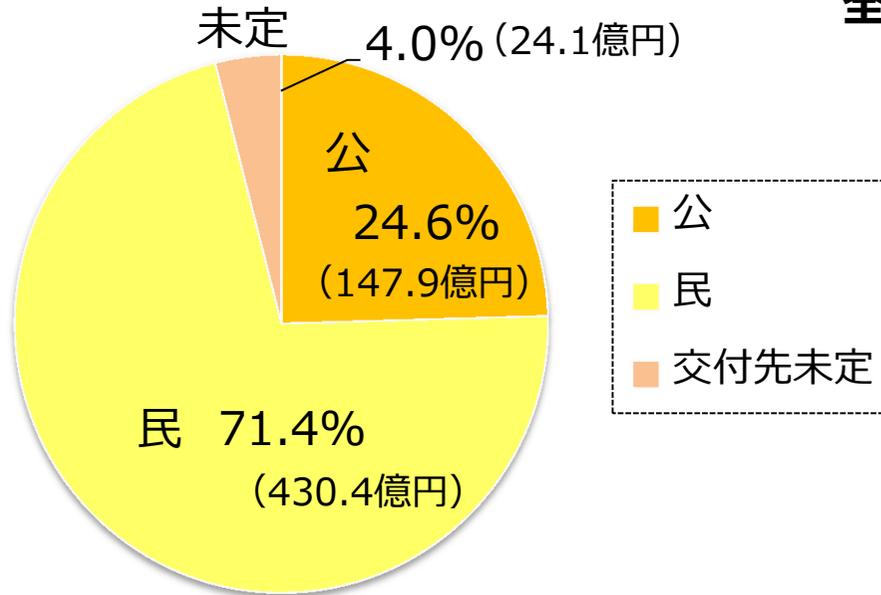
都道府県・事業区分別 (国費602億円の内訳)



- ① 病床の機能分化・連携に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 医療従事者の確保・養成に関する事業

公的機関及び民間機関への交付額の割合

全体に占める割合

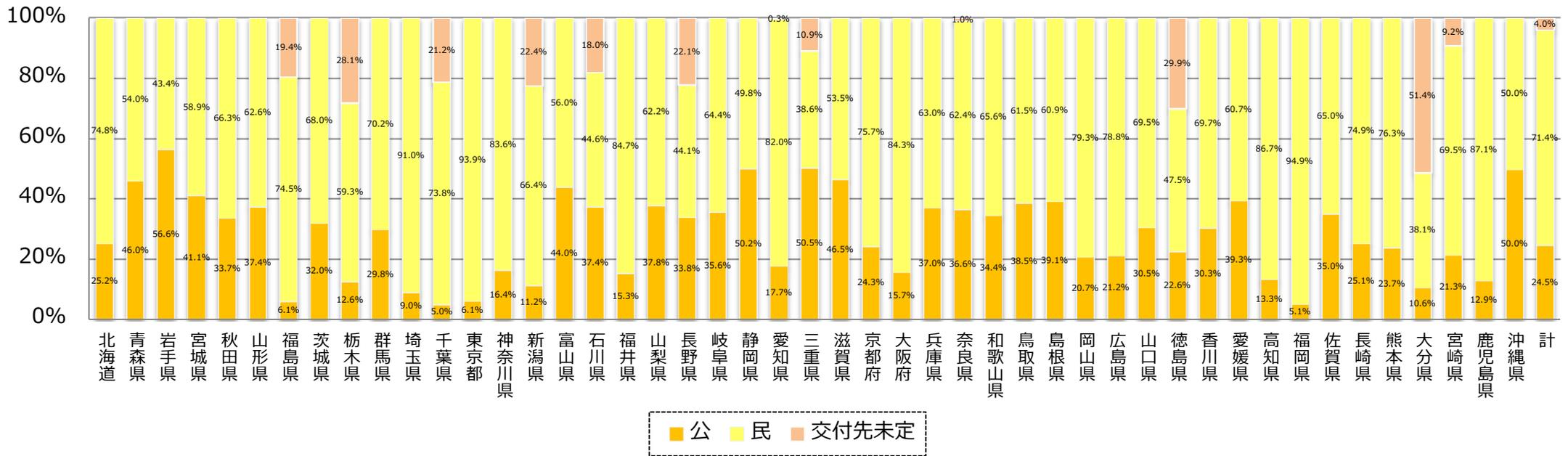


都道府県において、公的機関（※1）及び民間機関への交付額の全体に占める割合は、公的機関24.6%（147.9億円）、民間機関71.4%（430.4億円）、交付先未定（※2）4.0%（24.1億円）【平成27年2月現在】

※1 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関並びに国、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が開設した医療機関をいう。

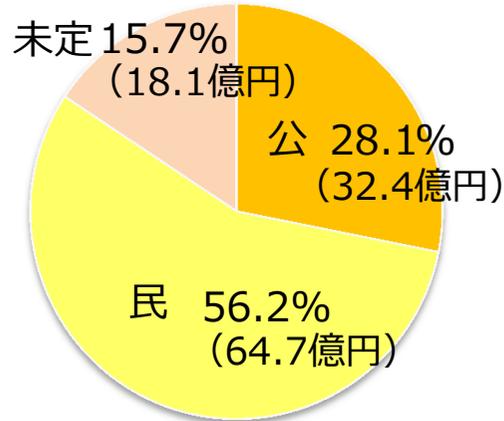
※2 交付先を公募等により決定する事業であり、公民の配分が未定の事業をいう。

全体に占める割合（都道府県別）



公的機関及び民間機関への交付額の割合

①病床の機能分化・連携に関する事業

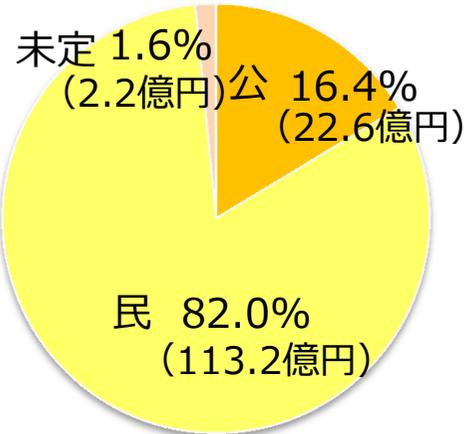


交付額115.2億円のうち、公的機関及び民間機関への交付額の占める割合は、

- ・公的機関に対して、28.1% (32.4億円)
- ・民間機関に対して、56.2% (64.7億円)
- ・交付先未定として、15.7% (18.1億円)

【平成27年2月現在】

②居宅等における医療の提供に関する事業

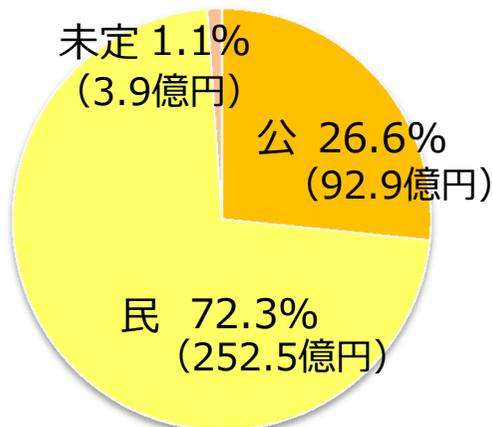


交付額138.0億円のうち、公的機関及び民間機関への交付額の占める割合は、

- ・公的機関に対して、16.4% (22.6億円)
- ・民間機関に対して、82.0% (113.2億円)
- ・交付先未定として、1.6% (2.2億円)

【平成27年2月現在】

③医療従事者の確保・養成に関する事業



交付額349.3億円のうち、公的機関及び民間機関への交付額の占める割合は、

- ・公的機関に対して、26.6% (92.9億円)
- ・民間機関に対して、72.3% (252.5億円)
- ・交付先未定として、1.1% (3.9億円)

【平成27年2月現在】